

平成28年度 地域包括支援センター評価改善策概要

項目	区からの指摘内容	地域包括支援センターによる改善策
<p>～設置目的や基本的機能を職員・地域住民が理解している～ 地域包括支援センターの設置目的（介護保険法第115条の46第1項）をセンターの職員（センター長含む）が全員理解している。</p>	<p>定期的な振り返りをする。</p>	<p>設置目的を書面にして職員全員に再周知する。また、所内に掲示し常に確認できるようにして振り返りの機会を持つ。 入職時の研修内容として盛り込む。</p>
<p>～人員体制が適切である～ 業務委託契約で定められている職員を配置している。（人員・職種）</p>	<p>現在は解消されているが欠員状態があった。</p>	<p>職員の退職や職員定数の増員があった場合は、速やかに複数的手段を講じて求人活動を行う。</p>
<p>～3職種が協働して「チーム」として活動している～ 事業計画・報告・各種研修・調査等、提出物等を指定された期限までに提出している。変更届は変更事由発生後速やかに、不備等なく提出している。</p>	<p>変更届の提出が事実発生から1か月以上遅延したことがあった。請求書の提出に遅れがあった。</p>	<p>変更が発生した場合は速やかに変更届を提出する。 提出期限をカレンダーに明記し遅れないよう提出する。</p>
<p>～個人情報を適切に取り扱っている～ 個人情報等機微情報の取扱い方法について確実に把握し、管理体制の徹底をしている。</p>	<p>持ち出し簿の整備等、散失防止策について検討すること。</p>	<p>個人情報持ち出し簿を作成・運用開始した。</p>
<p>～個人情報を適切に取り扱っている～ 個人情報（紙媒体、電子媒体等）の保管場所（どこに何があるか）について把握している。</p>	<p>個人情報の保管方法について改善されたい。</p>	<p>是正した。</p>
<p>～個人情報を適切に取り扱っている～ 記録の閲覧や開示を求められたときに適切に対応している。</p>	<p>開示請求手続きについて確認すること。</p>	<p>職員全員で流れを確認し、把握する。</p>
<p>～介護予防の普及啓発～ 介護予防の重要性や効果について、広く担当圏域の地域住民に周知している。</p>	<p>積極的な周知を行うこと。</p>	<p>台帳のない方についても、地域の協力を得て積極的に周知する。</p>
<p>～介護予防の普及啓発～ 担当圏域において、介護予防が必要だと思われる高齢者を発見した場合、一般介護予防事業等への勧奨案内に努めている。</p>	<p>参加者数の増加に向けて積極的に勧奨に取り組むこと。</p>	<p>介護予防教室の計画や内容を評価・分析し改善することとともに、計画的に勧奨を行う。</p>
<p>～効果的な介護予防ケアマネジメントを実施するための工夫をしている～ 窓口における適切なアセスメントにより、介護保険、総合事業、地域の社会資源等につなげるマネジメントが行われている。</p>	<p>総合事業移行の意義やメリットについて理解を深めマネジメントすること。</p>	<p>総合事業を視野に入れた介護予防サービスの啓発により一層努める。</p>

平成28年度 地域包括支援センター評価改善策概要

<p>～高齢者虐待対応を適切に行っている～ 高齢者の通報を受けた時や対応した時など、必要な情報収集をし、適切に区に報告をしている。</p>	<p>迅速な事実確認と書類の提出のため、内部研修や体制整備を行うこと。</p>	<p>虐待対応マニュアルに従い、迅速な事実確認を行う。</p>
<p>～高齢者虐待対応を適切に行っている～ 相談の経過、面接の記録は決められた書式にきちんと記載し、緊急性の判断を常に意識して支援計画を立て、計画的に支援している。</p>	<p>計画的な支援を行うため、内部研修や体制整備を行うこと。</p>	<p>外部での研修に積極的に参加し、さらに勉強会を行うことで包括内で情報共有し対応力の向上に努める。</p>
<p>～高齢者虐待対応を適切に行っている～ 定期的にモニタリングを行い、必要に応じて支援計画を見直している。</p>	<p>短期的な支援計画だけでなく中長期的な支援計画の作成やモニタリング結果の反映を行うこと。</p>	<p>今後は所定の支援計画票を活用する。</p>
<p>～成年後見制度の活用を促進している～ 成年後見制度を理解し、アセスメント等により利用者の状況を把握したうえで、スクリーニングし、適切に成年後見センターなど関係機関に繋いでいる。成年後見制度を利用しない場合においても、地域福祉権利擁護事業等、他の方法で支援している。</p>	<p>早期の段階か予防的介入を含めた制度活用の検討及び支援を行うこと。</p>	<p>初期段階でのアセスメントだけでなく、日々情報の追加・定期的な見直しを行い、計画的な支援を行う。</p>
<p>～包括的・継続的ケアマネジメントを可能にする体制を構築している～ 個別のケア会議を開催し、地域課題を発見し、個別ケースにおけるネットワークを構築できる。</p>	<p>早急に開催すること。</p>	<p>今後は個別の地域ケア会議について地域福祉課職員と連携を図り、適宜開催する。</p>
<p>～地域における介護支援専門員のネットワークを活用している～ 担当圏域内の介護支援専門員の状況（抱えている悩みや課題と、ケアプランの現状等）を把握するよう努めている。</p>	<p>ケアマネジャーが相談しやすい体制について見直すこと。</p>	<p>今後は居宅介護支援事業所にアンケートを実施する等、ケアマネジャーのニーズを把握し意見交換の機会を設ける。また、関わりのある居宅介護支援事業所の訪問を強化する。</p>
<p>～地域における介護支援専門員のネットワークを活用している～ 介護支援専門員からの相談に対して、必要に応じて関係機関とのケース会議の開催を支援する等、適切に対応し、連携して支援している。</p>	<p>ケアマネジャー支援と利用者支援を同時に行うため職員全体で取り組む体制を整えること。</p>	<p>ケアマネジャーの出席する会議の運営に参画し情報提供を行い、ケアマネジャーの支援と同時に利用者支援ができるよう職員全体で取り組む。</p>